

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月15日

広島市長

提出者

住所 広島市安佐南区伴中央四丁目18番2号

氏名 堂本食品株式会社

代表取締役 堂本高義

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-848-1155(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	堂本食品株式会社
事業場の所在地	広島市安佐南区伴中央四丁目18番2号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	食料品製造業
②事業の規模	令和5年度 年間出荷量 10,417t 出荷金額 111億円
③従業員数	255名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①汚泥 排水処理場にて発生した余剰汚泥を脱水機で脱水、委託業者にて堆肥化。（生ごみも脱水汚泥と一緒に堆肥化） ②廃プラスチック類 原料・製品等の包装資材を社内で分別後、圧縮梱包を行い委託業者にて破砕、発電燃料化。 ③廃油 真空ポンプ、コンプレッサー等で使用した廃油は委託業者にて油水分離、再生燃料化。 ④木くず 原料・資材等に合わせて入荷する木製パレット、木枠について委託業者にて破砕、チップ化。

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

単位:トン/年

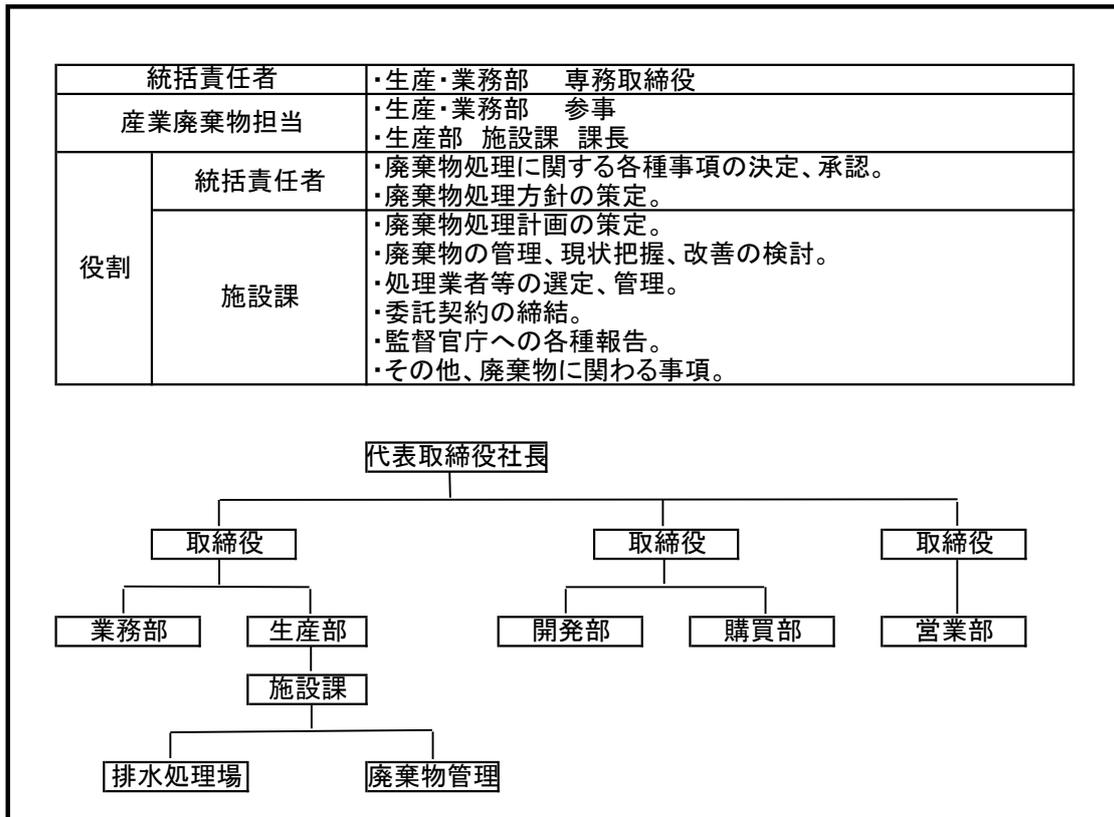
単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	4210	4006					4093	3906			379	350			379	350				
廃油	0.36	0.36									0.36	0.36			0.36	0.36				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	74.06	70									74.06	70			0.4	0			73.66	70
紙くず																				
木くず	0.37										0.37									
繊維くず																				
動植物性残さ	16.63	5									16.63	5	16.63	5						
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.26	0.2									0.26	0.2								
鋸さい																				
がれき類	2	0.5									2	0.5								
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
蛍光灯	0.23	0.2									0.23	0.2								
乾電池	0.07	0.05									0.07	0.05	0.07	0.05						
汚泥(有害) 煙道内堆積物	0.28	0.2									0.28	0.2	0.28	0.2						
合計	4304.26	4082.51	0	0	0	0	4093	3906	0	0	473.26	426.51	16.98	5.25	379.76	350.36	0	0	73.66	70

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工程改善による不良品、ロスの削減。 ・排水処理場の余剰汚泥削減の為、嫌気処理設備導入。
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌気処理設備、及び後工程の好気処理設備の適正運転

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>・廃プラスチック類について、社内選別強化により有価への切り替えが出来るものは切り替える。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>・廃プラスチック類について、上記の活動を継続。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>無し</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>無し</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・脱水機の適正運転、及びメンテナンス。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・上記の活動を継続。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	無し

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・毎年、許可証の期限確認。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・上記の活動を継続。